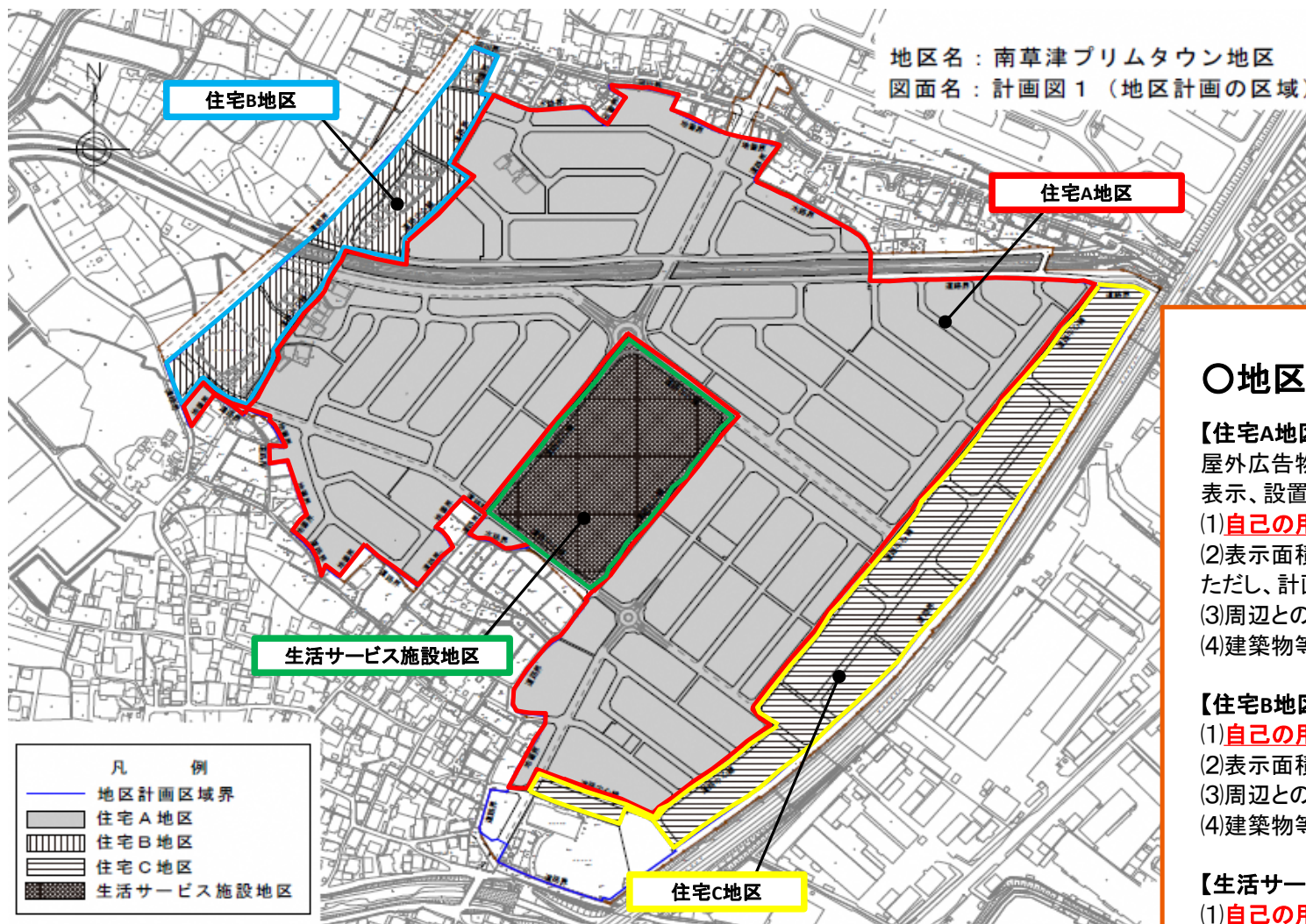


# 南草津プリムタウン地区地区計画区域



○屋外広告物条例 基準  
→自家用のみ掲出可  
(電柱広告を除く)

都市計画道路大江霊仙寺線の道路境界より  
30mの範囲→「モデル地区」の掲出基準

用途地域：第一種住居地域、第二種住居  
地域、第一種中高層住居占用地域  
→第3種許可地域の掲出基準

## ○地区計画 基準

### 【住宅A地区】

屋外広告物は、次の各号を全て満たすもの以外は  
表示、設置してはならない。

- (1) **自己の用に供するもの**
- (2) 表示面積の合計が **1㎡以下**のもの  
ただし、計画図2に示す範囲については **5㎡以下**のもの
- (3) 周辺との調和を十分配慮したデザイン、色彩のもの
- (4) 建築物等の高さの最高限度を超えないもの※1

### 【住宅B地区/住宅C地区】

- (1) **自己の用に供するもの**
- (2) 表示面積の合計が **5㎡以下**のもの
- (3) 周辺との調和を十分配慮したデザイン、色彩のもの
- (4) 建築物等の高さの最高限度を超えないもの※2

### 【生活サービス施設地区】

- (1) **自己の用に供するもの**
  - (2) 周辺との調和を十分配慮したデザイン、色彩のもの
  - (3) 建築物等の高さの最高限度を超えないもの※3
- ※1 建築物の高さは、10m以下とする。  
軒の高さは、7m以下とする。
- ※2 建築物の高さは、11m以下とする。
- ※3 建築物の高さは、10m以下とする。